

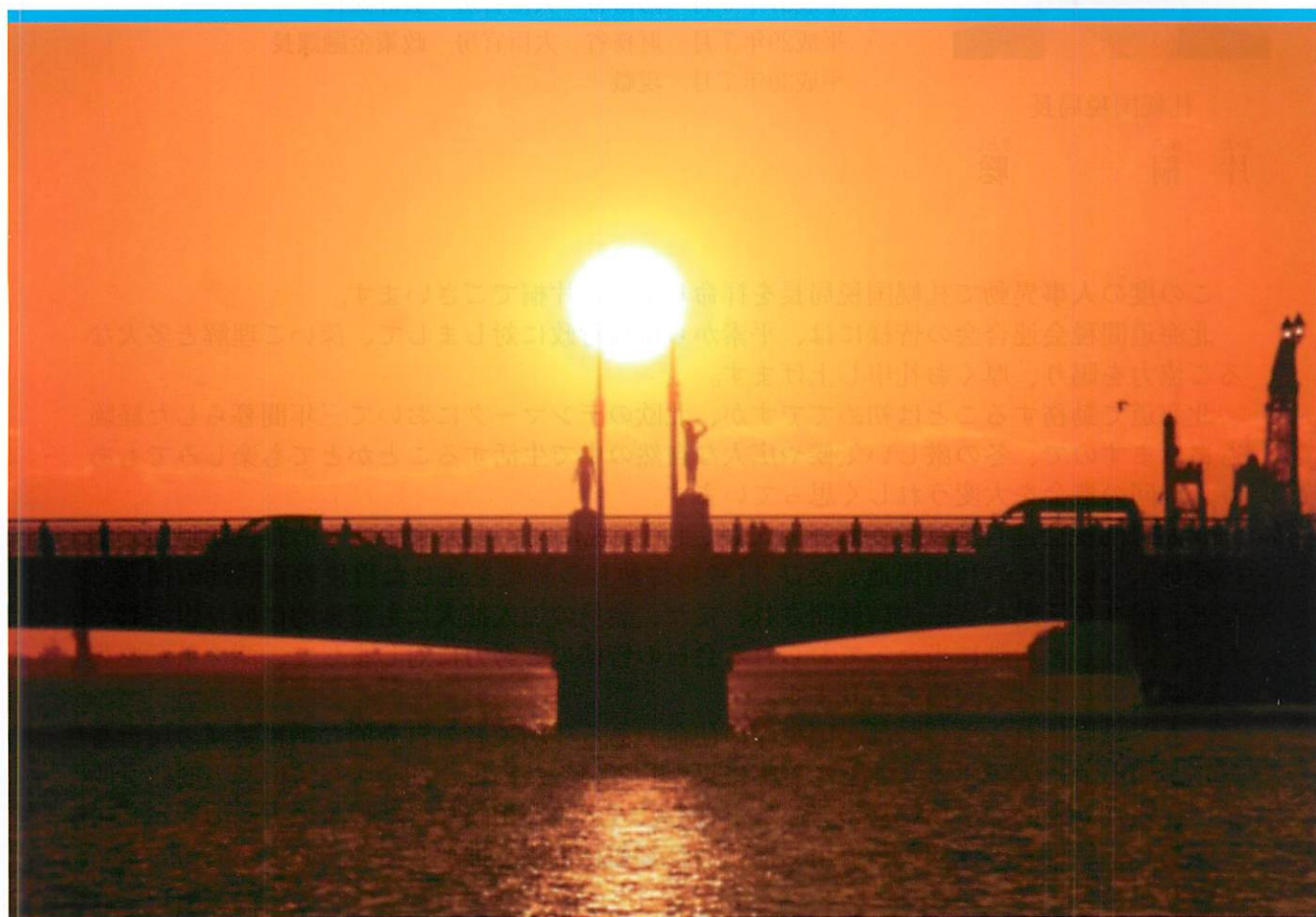
北間連だより

No.77

平成30年 9月15日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



釧路市：幣舞橋と夕日

《 主要目次 》

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ●札幌国税局長着任あいさつ …………… 2 | ●歳出、税制及び執行に関する意見・要望… 8～9 |
| ●札幌国税局幹部のご紹介 …………… 3 | ●活動だより等 ……………10～11 |
| ●北間連第45回通常総会等 …………… 4～6 | ●国税広報 ……………12～15 |
| ●平成30年春の叙勲受章 …………… 7 | ●北海道間税会連合会役員名簿 ……………16 |
| ●平成30年度「消費税等に関するアンケート調査」 … 7 | |

着 任 あ い さ つ



札幌国税局長

かた ぎり さとし
片 桐 聡

出身地 千葉県

略歴

平成元年4月 大蔵省 銀行局 調査課

平成6年7月 大館税務署長

平成7年7月 国税庁 長官官房 人事課 課長補佐

平成18年7月 日本貿易振興機構コペンハーゲン所長

平成26年6月 財務省 理財局 国債企画課長

平成27年6月 防衛省 大臣官房 会計課長

平成29年7月 財務省 大臣官房 政策金融課長

平成30年7月 現職

この度の人事異動で札幌国税局長を拝命しました片桐でございます。

北海道間税会連合会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

北海道で勤務することは初めてですが、北欧のデンマークにおいて三年間暮らした経験もありますので、冬の厳しい気候や広大な自然の中で生活することがとても楽しみでもあり、今回の機会を大変うれしく思っています。

北海道間税会連合会におかれましては、「消費税に関する啓蒙活動と消費税期限内完納の推進」、「e-Taxの利用促進」及び「『税の標語』の募集を通じた租税教育活動の推進」など、様々な活動を意欲的に展開され、また、会員の加入拡大にも積極的に取り組まれており、こうした活動に当たっておられる会員の皆様のご努力に対しまして、深く敬意を表し、感謝申し上げる次第であります。

一方、当局におきましては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていくために、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、広報や相談など納税者の方へのサービスを充実し、納税者の皆様から信用、信頼される税務行政を推進していく必要があると考えております。

既にご承知のとおり、消費税率の引上げ及び軽減税率制度が来年10月から実施されることとされており、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、引き続き制度の周知・広報に努めて参ります。

国の基幹税として、消費税に関する国民の関心がこれまで以上に高まる中、税務行政の良き理解者である皆様の活動はますます重要なものとなって参ります。

北海道間税会連合会並びに会員の皆様とは、長年培って参りました協調関係を更に深めて参りたいと考えておりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会並びに傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

国税局幹部のご紹介 (敬称略)



すずき しのぶ
鈴木 忍

札幌国税局
課税第二部長

出身地 北海道
略 歴
昭和52.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23.7 札幌国税局 調査査察部 調査第3部門 統括国税調査官
平成24.7 札幌国税局 調査査察部 調査第2部門 統括国税調査官
平成25.7 根室税務署長
平成26.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
平成27.7 札幌国税局 総務部 人事第一課長
平成29.7 札幌国税局 総務部次長
平成30.7 現職



まつもと たかおみ
松本 隆臣

札幌国税局
課税第二部次長

出身地 北海道
略 歴
昭和53.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成20.7 東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 国税訟務官
平成22.7 札幌中税務署 副署長
平成24.7 札幌国税局 総務部 企画課長
平成26.7 根室税務署長
平成27.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
平成28.7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課長
平成30.7 現職



ほり りゅうじろう
堀 隆治郎

札幌国税局
課税第二部
消費税課長

出身地 北海道
略 歴
平成元.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成21.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 連絡調整官
平成22.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官
平成25.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
平成26.7 札幌北税務署 総務課長
平成27.7 札幌北税務署 酒類業調整官
平成28.7 東京国税局 渋谷税務署 副署長
平成30.7 現職



なかむら きみかず
中村 公和

札幌国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

出身地 北海道
略 歴
昭和63.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成22.7 札幌国税局 課税第二部 資料調査課 国税実査官
平成23.7 旭川中税務署 特別国税調査官(法人税調査担当) 連絡調整官
平成24.7 税務大学校 札幌研修所 教育官
平成26.7 札幌国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官
平成27.7 札幌南税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
平成28.7 滝川税務署 総務課長
平成30.7 現職



やまもと ななこ
山本 なな子

札幌国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

出身地 北海道
略 歴
平成9.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23.7 札幌北税務署 法人課税第3部門 国税調査官
平成24.7 札幌西税務署 法人課税第5部門 国税調査官
平成26.7 札幌西税務署 法人課税第6部門 国税調査官
平成27.7 札幌国税局 課税第二部 消費税課 国税実査官
平成28.7 札幌中税務署 審理専門官 上席国税調査官
平成30.7 現職

北間連第45回通常総会開催～高橋会長再任される

＝組織拡大・財政基盤強化と消費税完納運動の推進を！＝



去る6月7日(木)、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から相良課税第二部長はじめ局幹部の皆様、また全間連から関口副会長らをご来賓にお迎えし、第45回通常総会が開催された。高橋会長挨拶の後、鷲尾副会長議長のもと29年度事業・決算報告、30年度事業計画・予算案が審議され承認可決された。また本年は役員改選期となっ

ており高橋会長再選のほか各役員の選任が行われた。議事審議終了後、相良課税第二部長並びに大谷全間連会長(関口副会長代読)のご祝辞をいただき、閉会となった。

(5～6ページに議事審議事項を抜粋掲載)



北間連会長再任あいさつ



北海道間税会連合会
会長 高橋 則行

この度の北間連第45回通常総会において引き続き会長の任を仰せつかり、改めてその職責の重みを感じております。

顧みますと平成18年に会長に就任し、その後、2年ごとの役員改選期において会長に再選され今日を迎えておりますが、この間、様々な行事が行われてきましたことは、ひとえに皆様のご協力・ご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

ところで、皆様ご承知のとおり北間連は30の間税会から構成されていますが、北海道という広大な土地柄、3分の1程度の間税会は札幌から200～300km以上離れたところにあり、通常総会をはじめ各種会議等に出席する場合は、時間・距離的に日帰りは無理というようなことも多く、更に冬期間ともなれば暴風雪による交通障害等の悪条件が重なるなど、大変厳しい環境下での活動となっています。

しかしながら、このような中であっても総会は勿論のこと、各種会議・講演会等に各地から多数ご出席いただくなど、当連合会の運営も円滑に遂行されておりますことは、各間税会の会長はじめ役員・会員皆様の間税会に対する深いご理解と並々ならぬご尽力があつたのと、改めて感謝を申し上げる次第です。

さて、ここ数年来、最重点施策として「会員増強による組織拡大」、「消費税完納運動の更なる推進」、「消費税の啓発活動等の拡充」の3点が掲げられ、積極的に取り組むこととされております。

これらの施策は決して目新しい事項ではなく、これまでも鋭意取り組んできていただいているものですが、間税会活動の根幹を成すものであり、今後とも各種活動を一層推進していただきますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

本年は北間連創立45周年という節目の年を迎え、そして、また新たな歴史が刻まれていくこととなりますが、いずれにしても「適正な申告と納税の実践を通じて円滑な税務行政の運営に資する」という間税会活動の基本理念を再認識し、今後とも微力ながら間税会の発展に努力していきたいと考えております。

結びになりますが、国税ご当局の皆様には平素から当連合会の活動等に深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、再任の挨拶といたします。

● ● ● 第45回通常総会議事審議事項（抜粋） ● ● ●

■ 第1号議案 「平成29年度事業報告」

1 組織関係

(1) 会員数状況（平成30年4月1日現在）

北間連	4,785名（前年比41名減）
青年・女性部会	535名（前年比11名減）

○単位会別組織状況表

単位会名	30・4・1 会員数①	29・4・1 会員数②	差引増減	増減の状況	
			①－②	加入	退会
札幌中	138	141	-3	4	7
札幌西	407	427	-20	19	39
札幌北	178	181	-3	3	6
札幌東	222	220	2	10	8
札幌南	254	266	-12	5	17
函館	399	399	0	8	8
江差	70	71	-1	0	1
八雲	83	86	-3	0	3
小樽	104	85	19	20	1
余市	73	78	-5	0	5
倶知安	100	98	2	2	0
岩見沢	315	300	15	24	9
滝川	136	140	-4	0	4
深川	60	63	-3	0	3
旭川中	223	215	8	17	9
旭川東	226	218	8	12	4
富良野	39	40	-1	1	2
名寄	65	63	2	3	1
留萌	142	148	-6	1	7
稚内	238	241	-3	0	3
室蘭	109	109	0	0	0
浦河	69	72	-3	0	3
苫小牧	124	127	-3	0	3
網走	109	114	-5	0	5
紋別	136	139	-3	1	4
北見	94	98	-4	0	4
釧路	267	270	-3	2	5
帯広	216	222	-6	0	6
十勝池田	62	65	-3	0	3
根室	127	130	-3	0	3
合計	4,785	4,826	-41	132	173

(2) 全間連第14回指定モデル会

札幌東間税会（平成28年10月～30年9月まで）

2 事業等活動関係

(1) 会議等実施状況、(2)消費税に関する啓蒙活動と期

限内完納の推進、(3)e-Taxの利用推進、(4)税務関係団体との連携協調、(5)税制関係（消費税等アンケート調査・提言活動）、(6)広報活動、(7)租税教育推進

■ 第2号議案

「平成29年度収支決算報告及び剰余金処分」

1 平成29年度収支決算報告（平成29.4～30.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	1,520	人件費	4,067
会費収入	14,478	福利厚生費	221
広告料収入	—	事業費	2,493
臨時会費収入	526	会議費	1,027
雑収入	231	旅費交通費	2,374
		事務所関係費	982
		通信印刷費等	795
		部会助成金	387
		本部負担金	1,375
		雑費	183
		剰余金	2,849
合計	16,754	合計	16,754

【特別会計】（全国大会特別基金）単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	9,942	経費等支出	—
一般会計から繰入	—	剰余金	9,942
雑収入	0		
合計	9,942	合計	9,942

2 平成29年度剰余金処分（単位未満四捨五入）

区 分		金額（千円）
一般会計	単会へ返金	1,448
	次期繰越金	1,401
特別会計	次期繰越金	9,942

■ 第3号議案 「平成30年度事業計画」

〈基本方針〉

「会員増強による組織拡大、消費税完納運動の更なる推進、消費税啓発活動等の拡充」の3つの重点施策のもと、各種事業活動を推進し活性化を図るとともに、税制等に関する提言活動を進める。

1 組織の拡大

(1)「現状を維持し、少しでも上積みを図る」との理念のもと、全間連から提示された「29年度以降3年間、毎年少なくとも2%の純増を図る」との目標を十分に踏まえ、会員の加入拡大等に努める。

(2)青年部会・女性部会の既存部会の活性化と後継者の育成等に努める。

2 事業活動の推進

(1) 会議等予定（平成30年4月～31年3月：主たるもの）

月 日	会 議 等
4.19 (木)	正副会長・部会長会議、札幌5間税会連絡協議会
5.22 (火)	広報・税制委員会
6.7 (木)	北間連第45回通常総会
〃	青年部会36回・女性部会32回通常総会
6.19 (火)	事務担当者会議
8.22 (水)	正副会長・部会長会議
11.16 (金)	税団協主催「国税局長講演会等」
〃	全道青年・女性部会長会議
1.29 (火)	全道会長会議、常任理事会
〃	納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会
上記のほか、税団協・協議会、全間連会議等に関係者出席。	

(2) 消費税の啓発活動と消費税期限内完納の推進（研修会・説明会・講演会等の開催、クリアファイルの活用、消費税備蓄預金への取り組み等）

(3) e-Tax 利用促進への取り組み

(4) 税務関係団体との連携・協調（税団協協議会等）

(5) 税制関係（消費税等に関するアンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等）

(6) 広報関係（会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施等）

(7) 租税教育の充実と推進（租推協への参画）、札幌5間税会連絡協議会の活動推進

(8) ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進

第4号議案

「平成30年度収支予算」（平成30.4～31.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	1,401	人件費	4,128
会費収入	14,355	福利厚生費	240
広告料収入	50	事業費	2,640
臨時会費収入	520	会議費	1,140
雑収入	100	旅費交通費	2,900
		事務所関係費	1,010
		通信印刷費等	830
		部会助成金	500
		本部負担金	1,385
		雑費	220
		予備費	1,434
合 計	16,427	合 計	16,427

【特別会計】（全国大会特別基金）

単位：千円（単位未満四捨五入）

前期繰越金	9,942
計	9,942

第5号議案 「役員改選」

本年は役員改選期であり、議事審議の結果、別掲役員名簿（16ページ）の通り選出された。なお、顧問、会長、副会長は次表のとおりである。

役 職	氏 名	役 職	氏 名
顧 問	福岡 正英	副会長	丹野 司
会 長	高橋 則行	副会長	工藤 修二
副会長	戸澤 亨	副会長	新谷龍一郎
副会長	福島 勝男	副会長	田邊登代二
副会長	鷺尾 和徳	副会長	市町 峰行
副会長	横山 昭仁	副会長	佐藤 悦夫

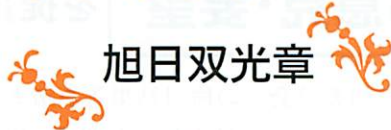
北間連青年部会第36回・女性部会第32回通常総会開催される

去る6月7日（木）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から大橋消費税課長はじめ幹部の皆様、親会から高橋会長をご来賓にお迎えし、北間連第45回通常総会に先立ち青年部会第36回及び女性部会第32回通常総会が開催された。水野女性部会長挨拶の後、斉藤青年部会長議長のもと29年度事業報告・収支決算等、30年度事業計画・収支予算案が審議され何れも承認可決された。

議事審議終了後、ご来賓の大橋消費税課長からご祝辞をいただき閉会となった。



平成30年 春の叙勲受章おめでとうございます



中 居 詳 往 様

稚内税務署管内間税会連合会 理事相談役
元 全国間税会総連合会 理事
元 北海道間税会連合会 副会長
元 稚内税務署管内間税会連合会 会長



中居様には、間税会発展のため多大なお力添えをいただいておりますが、去る6月7日開催の北間連第45回通常総会懇談会に於いて、市田札幌国税局長はじめ多数のご来賓ご出席のもと、この度の受章をお祝いし高橋会長より記念品が贈呈されました。

平成30年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

■■■ 回答率86.7%！ご協力ありがとうございました ■■■

平成30年度「消費税等に関するアンケート調査」は、調査依頼件数780件のうち676件の回答（回答率86.7%）となっており、平成29年度（回答率74.6%）に比べ12.1ポイント増加している。また、男女別内訳は男554件、女122件となっている。アンケートの回答状況等は次表のとおりである。

項 目	設 問	回答 件数	構成比 (%)
1 税率構造に関する こと	① 軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである。	397	58.7
	② 軽減税率の導入はやむを得ないが、その対象範囲の拡大には反対である。	148	21.9
	③ 軽減税率の導入は賛成であり、その対象範囲は拡大していくべきである。	98	14.5
	④ 分からない。	28	4.2
	⑤ その他（ ）	5	0.7
	計	676	100
2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関する こと	① 軽減税率の導入に代えて、「給付付き税額控除制度」により対応すべきである。	350	51.8
	② 軽減税率の導入により対応すべきである。	111	16.4
	③ 対象範囲を極力限定した「軽減税率制度」と「給付付き税額控除制度」との併用実施により対応すべきである。	61	9
	④ 消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	106	15.7
	⑤ 分からない。	41	6.1
	⑥ その他（ ）	7	1
	計	676	100

アンケート調査では、消費税等に関して次のようなご意見が寄せられています（抜粋掲載）

- 軽減税率は中小及び零細企業いじめである。 ○地方小売店で軽減税率の導入は面倒。
- 軽減税率は富裕層が有利になっているので止めるべきである。
- 税率の引き上げは年度の途中ではやめて欲しい。（1月か4月にする。）
- 軽減税率は実務担当者からみれば、事務処理の負担増大とミスを誘発させる。
- 税金の歳出を徹底的に見直し、無駄を無くしてから増税すべき。
- 当面8%で行うべき。税率引き上げは消費力が低くなると思われる。
- 軽減税率は複雑でなかなか理解できない。簡素な制度が良い。
- 新聞を軽減対象とするのはおかしい。新聞の軽減対象は反対。
- 住宅に関する課税は非常に影響が大きく、消費税増税前後の影響は売上、利益に特に大きい。
- 軽減税率制度の対象と計算方法が大変複雑である。全間連の要望書は我々の日々感じている部分と完全に一致しており、今後ともこれまでの要望を推し進めていただきたい。
- 消費税率が8%になった時も、5%、8%といった個々の取引ごとに対応が大変であった。10%への引き上げ時においても個々の対応等の手間に加え軽減税率の判断等も大変であり、もう勘弁して欲しい。
- 軽減税率は企業の事務システムの大きなコスト負担となり、事務手続き等、現場での混乱が予想されるので、単一税率が望ましい。低所得者には還付対応が良いと思う。
- 財政状況を考えると広く負担してもらって消費税を上げるのが望ましい。一時的に消費が停滞してもそのうちに戻る。
- 患者から消費税を貰えず、医療機器設備導入時は大きな消費税が掛かり消費税が上がるたび病院経営は苦しくなる。
- インボイス方式になると、免税事業者が仕入れに掛かる消費税分を転嫁しづらくなる。（出来なくなる。）
- 電子契約の普及、消費税導入などから印紙税は廃止すべきである。（課税上の公平から問題である。）
- ガソリンなどの二重課税を廃止すべきである。



全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

「消費税等に関するアンケート調査」及び5月22日に開催された「広報・税制委員会」の検討結果等を踏まえ、北間連としての「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を以下のように取りまとめ、5月下旬、全間連に提出。

1 歳出に関する事項

【意見・要望】

更なる行財政改革の断行と税の使途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。

(理 由)

特殊法人等既存組織の見直しや税の使途の検証などは中途半端に終わっている感があり、また国会議員や歳費の削減なども一向に進展せず、行財政改革・歳出削減等が徹底されているとの実感は無く、税の使途に対する不信感が強い中での増税は、国民の理解と納得は得られない。

2 執行に関する事項

【意見・要望】

消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること。

(理 由)

- ① 消費税は国税収入の基幹税として重要な役割を担ってきたが、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて大事なことである。
- ② 消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがかねない。
- ③ 国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、今後消費税率が引き上げられることにより更に増加することが懸念される。

3 消費税に関する事項

(1) 税率について

【意見・要望】

単一税率に戻すべきである。

(理 由)

- ① 複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の阻害要因となる。
- ② 今回の軽減税率制度は消費税率10%を8%にするということで僅か2%の軽減であり、低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）としての効果は薄く、反面、多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造や取替え、区分経理事務や納税申告事務の複雑さなどの負担が増大するほか、軽減対象・税率区分の可否等をめぐって、消費者、事業者双方に混乱が起きることが予想され、費用対効果の面からはなほ疑問な制度である。
- ③ 消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用の判断基準の困難性に加え恣意性も入りやすいことなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。
- ④ 軽減税率は、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど、逆進性の緩和という政策効果は薄く、本来の低所得者対策にならないばかりか、一方では膨大な税収を失うことになり、新たな財源の確保が必要となる。
本来、消費税は比較的安定的な税収であり社会保障費等の財源として期待されており、また、消費税率引き上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から、社会保障費の増大に対処すべく行われているが、逆進性緩和策としての効果が薄い軽減税率導入により膨大な安定財源を失うことになり、その穴埋めに他の財源を見つけるために苦慮するということが本末転倒である。
- ⑤ 軽減税率導入後も当面は経過措置により免税事業者からの仕入れ控除も可能とされているが、いずれは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるため、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボイスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となる。

(2) 軽減対象の見直しについて

単一税率に戻すことを基本とするが、軽減税率制度を導入するとした場合でも、次の見直しを図ること。

【意見・要望】

- ① 他の飲食料品の原材料となる飲食料品やレストランへ販売する食材などは軽減対象から除外すべきである。

(理 由)

低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）から軽減税率導入が提唱されているものであり、他の商品の原材料や食材になる段階の飲食料品までも軽減対象とするのは趣旨にそぐわない。

【意見・要望】

- ② 新聞は軽減対象から除外すべきである。

(理 由)

新聞が軽減税率の対象になったのは「活字文化の維持・普及にとって国民の負担を減らすことは不可欠」とのことであるが、軽減税率導入は「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）をどうするか」ということから提唱されているものであり、「活字文化の維持・普及」との論点は全く的外れなものである。

また、2%の軽減で数値上は負担が軽くなるということにはなるが、近年は電子版新聞も増えるなど新聞の定期購読者も減少していることなどを考えると、低所得者に対する負担緩和策としての効果があるとは言い難い。

一方、「活字文化の維持・普及」を軽減税率対象の論拠にするならば、なぜ、週二回以上発行の定期購読の新聞だけが軽減対象となるのか、書籍はどうなのかという疑問に対する整合性は見受けられない。また、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、「低所得者に対する負担緩和策」との枠を超えた概念のもと、様々な軽減税率対象品目の要求がなされるなど、税源の浸食が懸念される。

(3) 逆進性対策について

【意見・要望】

- ① 「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。

(理 由)

複数税率導入は政策効果が薄くデメリットが多いため、今後とも「単一税率」を維持していく必要がある。この場合、低所得者への逆進性緩和策は「給付付き税額控除制度」の導入により対応すべきである。

そのためには納税者の所得の把握が不可欠であるが、平成25年5月24日に共通番号制度法（マイナンバー法）が成立し、平成28年1月から運用が開始されており、今後、所得の補足等の環境が整備されて行くことから、「給付付き税額控除制度」の早期導入を強く主張（提言）していく必要がある。

【意見・要望】

- ② 給付付き税額控除制度の控除額（給付額）に逡減制度を導入する。

(理 由)

低所得者の判断基準となる所得額を例えば200万円以下の所得層と200万円超から250万円以下の所得層の2段階程度の基準を設け、200万円超から250万円以下の所得層に対しては200万以下の所得層より逡減した控除額（給付額）とするなどの措置を取り、低所得者としての判断基準額（所得額）のボーダーライン付近の所得者層の均衡を図るべきである。

4 その他

【意見・要望】

- ① 揮発油税等個別間接税と消費税の併課を解消すべきである。

(理 由)

揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出される時の商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、今後消費税率が引き上げられると併課による消費税負担額は一層大きくなり消費者には到底納得できないことであり、根本的な見直しが必要である。

【意見・要望】

- ② 印紙税法は廃止すべきである。

(理 由)

印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税とされているが、経済取引自体に直接負担を求める消費税の創設により、一つの経済取引に二重の税が課せられることや、IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であることなどから、印紙税法は廃止すべきである。

活 動 だ よ り

◆ 正副会長・部会長会議開催 — 北間連

4月19日（木）、ニューオータニイン札幌において札幌国税局から大橋消費税課長ら幹部ご出席のもと、正副会長・部会長会議が開催され、6月の北間連第45回通常総会に向けた協議・確認等が行われた。



◆ 札幌5間協総会開催 — 札幌5間税会

4月19日（木）、ニューオータニイン札幌において札幌国税局から大橋消費税課長ほか幹部ご出席のもと、札幌5間税会連絡協議会（以下「5間協」）の総会が開催され、昨年4月創立以降の活動報告及び30年度の活動等について協議が行われた。なお、5間協会則により、会長・事務局は1年ごとの持ち回りとなっており、30年度は札幌西間税会が担当となる旨、確認された。



◆ 広報・税制委員会開催 — 北間連

5月22日（火）、北間連事務局において広報・税制委員会が開催され、広報関係の説明のほか、消費税等のアンケート結果を踏まえ、税制への提言について協議・検討が行われた。（提言事項は8～9ページに掲載。）



◆ 事務担当者会議開催 — 北間連

6月19日（火）、北間連事務局において札幌国税局から大橋消費税課長ら幹部ご出席のもと、全道事務担当者会議が開催され、北間連と各事務局との連絡・連携のほか各種事業活動等について周知・確認が行われた。



◆ 税務研修会 — 岩見沢間税会

6月11日（月）、通常総会に合わせ、ホテルサンプラザにおいて、岩見沢税務署法人課税第1部門統括官佐野カエ様を講師にお迎えし、税務研修会が開催されました。「消費税軽減税率制度」と「調査のはなし」ということで



お話をいただきましたが、来年から軽減税率が導入されることや「調査」という興味深いお話に、参加者一同、熱心に聞き入っていました。

◆ 野球観戦 — 札幌北間税会青年・女性部会

7月3日（火）、札幌ドームにおいて部会員研修会（野球観戦：日ハム対西武ライオンズ）を行いました。会員・ビジター40名の皆様に参加いただき、席もグラウンドに近く臨場感あふれる試合観戦でしたが、熱狂的な応援もなく5対2で日ハムの負け…残念!!



◆ 合同研修会開催 — 旭川中・東間税会

6月20日（水）、アートホテル旭川において、講師にはまぐち総合法務事務所代表濱口貴行氏をお迎えし「2018年版採用に成功する会社・失敗する会社」と題した研修会が行われた。



20代の意識の変化、人材採用の難しさなどの話に参加者は熱心に聞き入っていました。

◆ 青年・女性部会税務研修会 — 旭川中間税会

6月25日（月）、旭川トーヨーホテルにおいて、旭川中税務署法人課税第1部門統括官加藤清氏らを講師にお迎えし、「税制改正」などについて説明をいただき、大変勉強になりました。



◆ 青年・女性部会ゴルフ大会 — 旭川東間税会

7月14日（土）、青年・女性部会親睦ゴルフ大会が大雪山カントリークラブ東コースで開催されました。当日は曇りがちで蒸し暑いというコンディションでしたが、プレーを満喫し、夕方には表彰式を兼ねた懇談会が行われるなど、和気あいの親睦ゴルフ大会でした。



◆ 青森間税会との交流会 — 函館間税会

8月2日（木）、青森間税会と函館間税会の交流会が行われた。当日は函館間税会から高橋会長ほか6名が青森間税会を訪れ、初め



に青森間税会来海会長先導の下、青森税務署長を表敬訪問、その後、青森商工会議所にて両間税会の意見交換会が行われた。意見交換会終了後、懇談会となったが、意見交換会、懇談会での各種情報交換は今後の活動に向けとても有意義なものとなり、また懇談会終了後には青森ねぶた祭りを見学する機会にも恵まれるなど、充実の交流会となった。



◆ 函館港まつり(いか踊り)に参加

— 函館間税会

8月3日（金）、函館間税会は青申会、納貯連との合同による「e-Tax 協力隊」を結成し、恒例の函館港まつり「いか踊り」に参加し、約300名が迫力ある踊り（乱舞）で沿道を埋める人を魅了した。また、イータ君の登場や、山車の上からは「e-Taxの利用促進」を呼びかけるなど、税務関係団体の活動を大いにアピールした。



◆ 税務署長感謝状贈呈 — 富良野地方間税会

6月18日（月）、コンシェルジュプラノにおいて開催された30年度通常総会終了後、同会場に於いて「適正な申告納税の推進等、税務行政の円滑な運営に多大な貢献があった」として、佐野税務署長から平沢会長（写真左）へ感謝状が贈呈されました。引き続き、近藤統括官らによる軽減税率制度説明会、そして昼食懇談会が開催されるなど、会員相互の交流も深められました。



* 今年3月以降に「税務署長感謝状」を贈呈された間税会は、上記掲載の富良野地方間税会の他、札幌北、札幌西、札幌東、旭川中、旭川東、深川、十勝池田の7間税会となっています。おめでとうございます。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。

税務署では 軽減税率制度の説明会を開催 しておりますので、是非ご参加ください。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法上に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



適用税率の判定

取引時の用途による判定

人の飲用又は食用以外の用途に供するものとして取引される場合は、たとえ飲食が可能であっても、**軽減税率の対象にはなりません。**

食品 (軽減税率8%適用)	食品以外のもの (標準税率10%適用)
食用トウモロコシ	家畜の飼料用トウモロコシ
ミネラルウォーター	水道水
食用の種 (かぼちゃ・ひまわり等)	栽培用の種
生簀の中の活魚	熱帯魚
食用アロエ	観葉植物

外食等による判定

飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供である「外食」や、顧客が指定した場所で役務を伴う飲食料品の提供を行う「ケータリング」は**軽減税率の対象にはなりません。**

外食等に該当しない (軽減税率8%適用)	外食等に該当する (標準税率10%適用)
ファストフード店のテイクアウト	ファストフード店の店内飲食
屋台での販売 (飲食設備がない、又は持ち帰りによるもの)	屋台での販売 (飲食設備を設置し、その場所で飲食させるもの)
公園のベンチでの飲食 (施設の設置者と提供者との合意が無く使用している場合)	フードコートでの飲食 (施設の設置者と提供者との合意に基づき使用している場合)
そばの出前 ピザの宅配	料理代行サービス

平成 31 年 (2019 年) 10 月に向けて、準備を確認しましょう。

29年(2017年)~31年(2019年) 31年(2019年)~35年(2023年) 35年(2023年)~

準備期間 区分記載請求書等保存方式 インボイス制度

10月 10月

- 飲食料品・新聞を **販売(売上げ)** している
 - 販売商品が 10%か8%かの確認
 - 請求書やレシートに軽減対象品目の記載及び税率ごと(10%及び8%)の合計額の記載
 - 複数税率に対応したレジ等の準備
- 飲食料品・新聞を **購入(仕入れ)** している
 - 購入商品の税率、請求金額に誤りがないか確認
 - 購入商品を 10%と8%に区分して帳簿に記載

請求書等には、区分経理による記載が必要になります。

これまでの記載事項に、税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要です。

総勘定元帳(仕入れ)		株式会社〇〇		
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	21,600	

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳(売上げ)		株式会社△△		
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※		21,600

※は軽減税率対象品目

請 求 書

株式会社〇〇御中
平成××年 11月2日

割り箸 550円
牛肉 ※ 5,400円
⋮

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

株式会社△△

軽減税率対象品目を「※」や「☆」等の記号で明らかにしておく必要があります。

区分経理が困難な場合には特例があります。

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者※

売上げの一定割合を軽減税率対象品目の売上げとして売上税額を計算することができます。
→平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者※

仕入れの一定割合を軽減税率対象品目の仕入れとして仕入税額を計算することができます。
→平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日を含む課税期間の末日までの期間

※ 中小事業者とは、基準期間(法人：前々事業年度、個人：前々年)における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

消費税の軽減税率制度に関する説明会のご案内

札幌国税局管内の各税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を下表のとおり開催します。

取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理への対応など、多くの事業者の方において、制度の実施に向けた準備が必要となりますので、是非説明会にご参加ください。

※「事前登録の有無」欄に日付の記載がある説明会は、事前に申込みが必要になります。

国税庁ホームページ内の特設サイトより、申込み先及び申込み方法をご確認のうえ、記載の日付までにお申込みください。

※下表に記載の説明会以外も、詳細が決まり次第、随時HPに掲載しています。

消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁 HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//06.htm>



市町村	日付	時間	会場	定員	事前登録の有無
上川町	9月21日(金)	15:00~15:30	上川町役場 2階大会議室	60名	
苫小牧市	9月25日(火)	14:00~15:00	苫小牧経済センタービル 6階 大ホール	150名	
乙部町	9月26日(水)	10:00~11:00	プラザおとべ(乙部町商工会)	30名	
苫小牧市	9月26日(水)	10:00~11:00	苫小牧経済センタービル 6階 大ホール	150名	
厚沢部町	9月26日(水)	14:00~15:00	まちなか交流センター	30名	
福島町	9月27日(木)	10:00~11:00	福島町役場 会議室	30名	
上ノ国町	9月27日(木)	10:00~11:00	上ノ国町商工会館	25名	
松前町	9月27日(木)	14:00~15:00	松前町町民総合センター2階講義室	50名	
江差町	9月27日(木)	14:00~15:00	江差商工会館 2階	20名	
湧別町	9月27日(木)	14:00~15:00	中湧別文化センターTOM 大ホール	100名	9月20日(木)17時
札幌市	9月27日(木)	15:00~16:00	豊平区民センター 2階視聴覚室	60名	9月20日(木)
北竜町	9月27日(木)	15:00~16:00	商業活性化施設ココフ(多目的スペース)	60名	9月20日(木)
余市町	9月27日(木)	15:00~16:00	余市経済センター(2階ホール)	100名	9月26日(水)17時
中富良野町	9月28日(金)	10:30~11:30	ふれあいセンターなかまーる健康ホール1・2	50名	
名寄市	9月28日(金)	13:30~14:00	駅前交流プラザよろーな	100名	9月21日(金)
妹背牛町	9月28日(金)	15:00~16:00	妹背牛商工会館(2F 会議室)	50名	9月21日(金)
士別市	10月1日(月)	14:00~15:00	士別商工会館 2階大会議室	100名	9月28日(金)
旭川市	10月1日(月)	15:00~16:00	旭川商工会議所(2F ホール)	100名	9月19日(水)
新十津川町	10月2日(火)	14:00~15:00	新十津川町商工会館 研修室	40名	9月25日(火)17時
札幌市	10月2日(火)	15:00~16:00	北区民センター 3階講義室	54名	9月25日(火)
沼田町	10月2日(火)	15:00~16:00	沼田町観光情報プラザ(2F 多目的交流ホール)	50名	9月25日(火)
秩父別町	10月3日(水)	15:00~16:00	秩父別町商工会館(2F 集会室)	40名	9月26日(水)
上砂川町	10月4日(木)	14:00~15:00	上砂川町産業活性化センター 2階中会議室	30名	9月20日(木)17時
鹿部町	10月9日(火)	10:00~11:00	鹿部中央公民館 2階会議室	50名	
七飯町	10月9日(火)	14:00~15:00	七飯町民文化センター 会議室(201)	80名	
遠軽町	10月10日(水)	14:00~15:00	遠軽町福祉センター	100名	10月3日(水)17時
寿都町	10月10日(水)	14:00~15:00	寿都町総合文化センター 1階大ホール	100名	
滝川市	10月12日(金)	14:00~15:00	江部乙商工会館 2階研修室	20名	9月28日(金)17時
喜茂別町	10月12日(金)	14:00~15:00	喜茂別町農村環境改善センター1階多目的ホール	100名	
札幌市	10月12日(金)	15:00~16:00	白石区民センター 5階視聴覚室	50名	10月5日(金)
仁木町	10月12日(金)	15:00~16:00	仁木町民センター(交流ホール)	50名	10月11日(木)17時
奈井江町	10月17日(水)	14:00~15:00	奈井江町商工会館 会議室	40名	10月5日(金)17時
札幌市	10月17日(水)	15:00~16:00	清田区民センター 1階視聴覚室	63名	10月10日(水)

北 間 連 だ よ り

市町村	日付	時間	会場	定員	事前登録の有無
雄武町	10月18日(木)	14:00～15:00	雄武町町民センター	100名	10月11日(木)17時
富良野市	10月22日(月)	10:00～11:00	富良野市役所 大会議室	100名	
小樽市	10月22日(月)	14:00～15:00	小樽経済センター 4階ホール	60名	10月15日(月)17時
芦別市	10月22日(月)	14:00～15:00	芦別商工会議所 大会議室	50名	10月12日(金)17時
小樽市	10月23日(火)	14:00～15:00	小樽経済センター 4階ホール	60名	10月15日(月)17時
滝川市	10月23日(火)	14:00～15:00	ホテルスエヒロ 孔雀の間	50名	10月9日(火)17時
札幌市	10月23日(火)	15:00～16:00	手稲区民センター 2階第1・2会議室	60名	10月16日(火)
知内町	10月24日(水)	10:00～11:00	知内町役場 3階研修ホール	30名	
木古内町	10月24日(水)	14:00～15:00	木古内町役場 大会議室	30名	
西興部村	10月24日(水)	14:00～15:00	観光・子育て支援センター里住夢	30名	10月17日(水)17時
赤井川村	10月24日(水)	15:00～16:00	コミュニティセンター (赤井川村商工会2階)	50名	10月23日(火)17時
赤平市	10月25日(木)	14:00～15:00	赤平商工会議所 2階会議室	60名	10月12日(金)17時
滝上町	10月25日(木)	14:00～15:00	滝上町商工会館	100名	10月18日(木)17時
積丹町	10月25日(木)	15:00～16:00	総合文化センター(3階多目的室)	50名	10月24日(水)17時
砂川市	10月26日(金)	14:00～15:00	砂川商工会議所 2階大会議室	30名	10月16日(火)17時
紋別市	10月29日(月)	13:30～14:30	紋別セントラルホテル3F オホーツク	100名	10月22日(月)17時
札幌市	10月29日(月)	15:00～16:00	南区民センター 2階視聴覚室A・B	60名	10月22日(月)
紋別市	10月29日(月)	15:30～16:30	紋別セントラルホテル3F オホーツク	100名	10月22日(月)17時
函館市	11月5日(月)	14:00～15:00	函館市勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館) 2階大会議室	100名	
伊達市	11月5日(月)	14:00～15:00	伊達市市民活動センター	100名	10月15日(月)17時
洞爺湖町	11月6日(火)	14:00～15:00	あふたふれ合いセンター	80名	10月16日(火)17時
函館市	11月6日(火)	18:30～19:30	函館市勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館) 2階大会議室	100名	
札幌市	11月8日(木)	15:00～16:00	厚別区民センター2階会議室B	40名	11月1日(木)
森町	11月12日(月)	13:00～13:30	森町公民館(1階大会議室)	50名	
今金町	11月14日(水)	15:00～15:30	今金町町民センター(1階大ホール)	50名	
八雲町	11月15日(木)	13:00～13:30	八雲町公民館(2階第1・第2集会室)	50名	
せたな町	11月16日(金)	15:00～15:30	せたな町民ふれあいプラザ	50名	
名寄市	11月19日(月)	13:30～14:00	名寄市民文化センター(EN-RAY ホール)	640名	
北見市	11月19日(月)	15:30～16:00	留辺蘂町公民館 講堂	30名	
中標津町	11月20日(火)	15:30～16:00	中標津町総合文化会館コミュニティホール	100名	
訓子府町	11月20日(火)	16:00～16:30	訓子府町公民館多目的ホール	30名	
美深町	11月21日(水)	13:30～14:00	美深町文化会館 COM100 (小ホール)	50名	
札幌市	11月21日(水)	15:00～16:00	東区民センター 3階視聴覚室	100名	11月14日(水)
鷹栖町	11月21日(水)	15:30～16:30	プラザ・クロス 10	50名	
士別市	11月22日(木)	13:30～14:00	士別市民文化センター(4階小ホール)	260名	
上富良野町	11月22日(木)	13:30～14:30	上富良野町保健福祉総合センター「かみん」	100名	
幌加内町	11月22日(木)	15:00～16:00	幌加内町交流プラザ(2F 会議室)	80名	11月15日(木)
南富良野町	11月26日(月)	15:00～16:00	南ふらの情報プラザイベントホール	180名	
羅臼町	11月26日(月)	15:30～16:00	羅臼町役場1階会議室	25名	
北見市	11月27日(火)	15:30～16:00	常呂町公民館 大講堂	30名	
標津町	11月27日(火)	15:30～16:00	標津町商工会館 2階会議室	50名	
深川市	11月28日(水)	15:00～16:00	深川市経済センター(3F 多目的ホール)	180名	11月21日(水)
別海町	11月28日(水)	15:30～16:00	別海町役場 101・102 会議室	70名	
置戸町	11月28日(水)	16:00～16:30	置戸町中央公民館多目的ホール	30名	
根室市	11月29日(木)	12:00～12:30	根室市総合文化会館 多目的ホール	100名	
佐呂間町	11月29日(木)	15:30～16:00	佐呂間コミュニティセンター 集会室	30名	
根室市	11月29日(木)	16:00～16:30	根室市総合文化会館 多目的ホール	100名	
札幌市	11月30日(金)	15:00～16:00	北海道経済センター 8階Bホール	200名	11月23日(金)

○ 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

○ 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、軽減コールセンターにつながります。

北海道間税会連合会役員名簿「専門委員会別」(敬称略)

30. 6. 7 現在

●～新任 ◇～青年部会・女性部会

役職 単会	会長・副会長	常 任 理 事				理 事	監 事
		総務	会務・運営	広報	税制		
顧 問	福 岡 正 英						
札 幌 中	副)戸澤 亨 (広報委員長)		依田 忠敏		◇伊藤 裕一	茅野 昭子	橋本 靖弘
札 幌 西	副)●福島 勝男 (税制副委員長)	◇斉藤 淳一	永田 英治	●大島 紀之		未定	●光永 剛
札 幌 北	副) 鷲尾 和徳 (総務委員長)		米重 武志		◇水野夕力子	未定	
札 幌 東	副) 横山 昭仁 (会・運委員長)	●◇浜本悦子	◇三橋 宣由	◇竹下 伸介	●小野 博史	鈴木 明広	
札 幌 南	副) 丹野 司 (総務副委員長)		●◇小仲美智子	杉浦 勝利	宮内 光則	宮本 裕司	
函 館	会長 高橋 則行	成澤 茂	灰谷 良一	和田 一明		未定	
江 差			◇寺井慎一郎	◇松木志津香			
八 雲		小笠原 隆				室谷 元男	
小 樽			佐々木秀雄			高橋 勝子	
余 市		杉下 清次		◇阿部 誠	◇新倉 百恵	奥村雄一郎	
俱 知 安			清水 義信			高見 祐司	
岩 見 沢	副) 工藤 修二 (総務副委員長)			名畑 正樹		未定	
滝 川			森下 重雄	北澤 治雄	◇鈴木 安行	未定	
深 川		明円 直志			◇伊藤 克嘉	川口 義弘	
旭 川 中	副) 新谷龍一郎 (税制副委員長)		◇遠藤 ユリ				
旭 川 東				廣野 勝利		寺迫 公裕	
富 良 野						◇松井 卓也	
名 寄						◇宮岸 雅子	
留 萌		堀口 亘		生駒 雅彦		◇東 光代	
稚 内	副) 田邊登代二 (広報副委員長)						
室 蘭			中野 修二			未定	
浦 河		松永 英樹	竹内 芳郎			栗本 茂生	
苫 小 牧	副) 市町 峰行 (会・運副委員長)	藤田健次郎			●中島 渡	●奥田宗一郎	
網 走					中田 吉信	田中 敏彦	
紋 別		本間 弘哉			◇吉田 正範	◇村川 馨	
北 見		●鈴木 信					
釧 路	副) 佐藤悦夫 (総務副委員長)	河合 昭徳	舛川 誠	村井 順一		須田修一郎	
帯 広			荒井 一晃		●◇高橋 晃		
十勝池田		白井 呉行	藤本 長章	◇加藤 祐功	徳井 裕昭	家内 裕典	
根 室				●◇小森真知子			
事 務 局	専務)奈須川弘志 (税制委員長)	平井 昌行				齊藤 健司	
		滑川 義幸				渡邊 政之	